

2. 単位の認定、進級及び卒業認定に関する規程

第1章 単位の認定、進級

第1条 単位の認定は、各教科担任の責任のもとに、学校長が認定する。

(科目履修)

第2条 当該学科の出席時数が年間授業時数の3分の2以上である生徒の科目履修を認定する。ただし、正当な事由（病欠その他）で3分の2に満たない場合は以下に定めるとおり補充することができる。

- ①職員会議において正当な事由と認められた場合に、不足時数を補うことができる。なお、補充時数は、原則として1年間で単位数×3を超えないものとする。
- ②未履修の懸念がある場合は、各学期末ごとに必要時数を補充することができる。1学期及び2学期の補充期間内に正当な理由があり、補充を実施または終了できない場合は、必要補充時数を学年末に持ち越すことができる。
- ③各学期の補充時期は以下の通りとする。
 - (ア) 1学期及び2学期の補充期間は、原則として各学期の成績判定会議後の約2週間とする。
 - (イ) 1・2学年の学年末の補充期間は、原則として学年末成績判定会議から追認判定会議までとする。
 - (ウ) 3学年の学年末の補充期間は、原則として3学期始業日から3学年末追認判定会議までとする。
 - (エ) 補充時数が多い教科や教科の特性により成績判定会議前に補充の必要性がある場合は、補充期間より前に補充を実施することができる。

(単位の認定)

第3条 次の各項の規定に該当した生徒は単位を認定する。

- (1) 当該科目を履修していること。
- (2) 当該科目の評定が2以上であること。

第4条 次の各項に該当する生徒は単位の認定を保留する。

- (1) 当該科目評定が1のもの。
- (2) 当該科目の欠課時数が、年間授業時数の3分の1をこえる場合。ただし、第2条②のただし書きに該当する場合を除く。

第5条 学校長は、学校の定めた教育課程をそれぞれの学年において履修し、その成果が教科・科目の目標を満足できると認められる生徒に対して進級を認める。

第6条 学校長は、次の各項に該当する生徒に対して、成績判定会議で審議のうえ原級に留め置くことができる。

- (1) 休学その他の事由により出席日数が出席すべき日数の3分の2に満たない場合、又は授業時数が年間授業時数の3分の2に満たない場合。
- (2) 本校の卒業認定単位数を修得していない場合は原級留置とする。

第7条 原級留置となる場合は、すでに修得した教科・科目についても再履修しなければならない。

第8条 単位保留科目がある者については、以下の通り追認考査を行うことができる。

(1) 実施時期、評定及び認定

① 1年生

実施時期	評定及び認定	追認考査対象科目
3月	3月	当該学年度で単位保留となった科目

② 2年生

実施時期	評定及び認定	追認考査対象科目
夏期休業中	9月	過年度に単位保留となった科目
冬期休業中	1月	過年度に単位保留となった科目
2月	3月	過年度に単位保留となった科目
3月	3月	当該学年度で単位保留となった科目

③ 3年生

実施時期	評定及び認定	追認考査対象科目
夏期休業中	9月	過年度に単位保留となった科目
冬期休業中	1月	過年度に単位保留となった科目
2月	2月	全ての単位保留科目
3月	3月	全ての単位保留科目

※ 上に置ける「過年度」とは1・2年生を指す

(2) 追認考査によって単位が認定された科目については、指導要録の成績の備考欄に認定期日を記入する。

第9条 追認考査の結果、追認された当該科目の評定は「2」とする。この場合、当該学級担任の責任において指導要録に記載する。

第10条 3年生が追認考査の結果、学校所定の単位を修得した場合、卒業の認定は学校長が決定し、卒業者名簿、卒業証書番号はその学年度に記す。

第11条 正当な事由（事故、病欠、忌引等）で指定された日に追認考査が受けられない場合は、前日までに延期願いを担任を通し教科担任へ提出し、学校長の許可を受けなければならない。

第12条 原級留置とした場合は、それ以後の指導要録を新たに作成し、前の指導要録と合わせて綴じておく。

第13条 卒業後の成績証明書等の作成にあたっては、原級留置された学年の成績はより良好な評定のほうを修得の認定扱いとする。

第2章 卒業の認定

第14条 学校所定の教育課程の全科目を履修し、80単位以上を修得した者を職員会議に諮り、学校長が認定する。ただし、外国留学者に対しては「Ⅶ 沖縄県立球陽高等学校校務運用要領 4. 生徒の海外留学手続」の(4)を適用する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月13日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月29日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月10日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。